

地域公共交通生産性向上促進事業業務の委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の目的

本県では、人口減少や少子化等の影響によって、路線バスをはじめとする地域公共交通の輸送人員が減少傾向にあり、路線の維持が大変困難な状況にある。

このため、本事業では、規制緩和を活用した新たな貨客混載に関する検討会を開催するとともに、検討会内で立案された運行計画による実証運行を実施し、結果分析・課題検証をとおして、貨客混載の本格運行を促進することにより、持続可能な公共交通網の形成を目指す。

2 委託業務内容

別紙「地域公共交通生産性向上促進事業業務委託仕様書」のとおり。

3 委託料

9,832千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

履行までに要する全ての経費を含む。支払は業務終了後の精算払とする。

4 委託業者選定方法

企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションによる公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(3) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同

じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。

(6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績があること。

6 参加者の募集

公募型プロポーザルの参加者は、平成30年4月24日付けで県庁ホームページに案内を掲載して募集する。

7 事前説明会の実施

(1) 日 時：平成30年4月27日(金)午後3時から(30分程度)

(2) 場 所：宮崎県庁7号館3階 735号室

(3) 参加申込：事前説明会参加申込書(様式1)を平成30年4月26日(木)午後5時15分までにファクシミリにて提出すること。なお、未達を防ぐため、送信後、到達確認の電話を下記担当者宛て行うこと。

8 公募型プロポーザルへの参加申込み

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書(様式2)をファクシミリにて提出すること。なお、未達を防ぐため、送信後、到達確認の電話を下記担当者宛て行うこと。

(1) 提出先：宮崎県総合政策部総合交通課 地域交通担当(FAX:0985-24-1383)

(2) 提出期限：平成30年5月8日(火)午後5時15分まで

9 企画提案書の提出

(1) 提出先：宮崎県総合政策部総合交通課 地域交通担当

(2) 提出方法：持参又は郵送

(3) 提出期限：平成30年5月18日(金)午後5時15分まで(必着)

(4) 提出物

企画提案書(様式3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・【原本1部、コピー6部】

見積書(任意様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【原本1部】

- ・ 見積額は9,832千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- ・ 宛先は、「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。
- ・ 業務名は「地域公共交通生産性向上促進事業業務」とすること。
- ・ 各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載し、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断可能な積み上げ方式とすること。

- 県税に未納がないことを示す納税証明書・・・・・・・・・・【原本 1 部】
 - 誓約書（様式 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【原本 1 部】
 - 会社概要（既存のもので可）・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 1 部】
 - 過去 2 か年度の間に関または地方公共団体と締結した当該事業と同種類・同規模の契約書の写し（ 2 件分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 1 部】
- ・ 過去 2 か年度の間に関締結した契約とは、平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結し、平成 30 年 5 月 30 日までに履行が完了しているものとする。
 - ・ 地方公共団体は、県内外全てを含む。
 - ・ 同種類・同規模の契約とは、交通に関する調査事業で、当該事業の委託料上限と「ほぼ同じ」か「上回る」ものとする。

10 質問の受付

実施要領等に関する質問は、質問書（様式 5）をファクシミリ、電子メール又は持参により、平成 30 年 5 月 10 日（木）午後 5 時 15 分まで受け付ける。ファクシミリの場合は、未達を防ぐため、送信後、到達確認の電話を下記担当宛て行うこと。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、公募型プロポーザル参加申込者全員に書面（電子メール）にて連絡する。

11 審査方法・基準

（1） 審査方法

審査方法は公募型プロポーザル方式とし、参加者による企画提案書に沿ったプレゼンテーション内容を次の審査基準により審査して最も優れた提案を選定する。

なお、審査の結果、最も得点が高いものが複数あるときは、審査員の多数決により選定する。

（2） 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

12 プレゼンテーションの実施

（1） 日 時：平成 30 年 5 月 23 日（水）

具体的な時間割については、参加者に別途連絡する。

（2） 場 所：宮崎県庁附属棟 3 階 305 号室

（3） 時間配分：説明 15 分以内、質疑 10 分以内

（4） 実施方法

プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

参加者は、作成した企画提案書に沿って、企画等を説明する。

企画提案書等の説明後、説明内容等について質疑を行う。

(5) その他

- ・ 公募型プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、原則として返却しない。
- ・ 必要に応じて、企画提案書や見積書以外の資料の提示を求めることがある。
- ・ 採用された企画案は、協議の上、手直しする場合がある。

13 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず通知する。

結果通知予定 平成 30 年 5 月 25 日（金）頃

14 決定後の事業計画について

委託先の決定後、事業計画の内容について、受託者との協議の上、変更することがある。

15 業務委託契約の締結について

審査の結果、契約の相手方を決定した時は、県は、契約の相手方から委託料の見積額が予定価格の範囲内であることを確認の上、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）に定める随意契約の手続きにより契約書を締結するものとする。

16 その他

この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

17 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号（宮崎県庁本館 3 階）
担 当	宮崎県総合政策部総合交通課 地域交通担当 池田
電 話	0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 3 7
ファックス	0 9 8 5 - 2 4 - 1 3 8 3
電子メール	sogokotsu@pref.miyazaki.lg.jp

評価基準

評価項目				配点
企画審査	1	企画提案内容	(1) 業務の理解度	5
			(2) 業務実施方針の妥当性	5
			(3) 宮崎県内の公共交通の理解度	5
			(4) 調査手法の的確性	6
			(5) 調査手法の実現性	6
			(6) 企画提案の独創性	6
			(7) 工程計画等の妥当性	5
	2	課題検証	(8) 課題検証手法の的確性	15
			(9) 課題検証手法の妥当性	15
	3	事業者の技術力	(10) H25年度以降の業務実績	5
	4	技術者の技術力	(11) 配置予定の管理技術者の資格	3
			(12) 配置予定の管理技術者の業務実績	3
			(13) 配置予定の管理技術者の専任性	3
			(14) 配置予定の照査技術者の業務実績	3
			(15) 配置予定の照査技術者の専任性	3
			(16) 配置予定の担当技術者の業務実績	3
			(17) 配置予定の担当技術者の専任性	3
	5	業務体制	(18) 管理責任者、担当者等の執行体制	3
			(19) 県や検討会関係者等との連携体制	3
合計				100